

行政事業レビューシート (文部科学省)

予算事業名	国際約束に基づく保障措置の実施		事業開始年度	昭和52年度		作成責任者
担当部署	研究開発局		担当課室	開発企画課 核不拡散・保障措置室		核不拡散・保障措置室長 木村 直人
会計区分	一般会計		上位政策	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第61条の10、第61条の23の2、第61条の23の10		関係する計画、通知等	核不拡散条約(NPT)、日・IAEA保障措置協定、各二国間原子力協力協定		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>○保障措置とは、核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動である。</p> <p>○我が国は、昭和52年に国際原子力機関(IAEA)との間で保障措置協定を締結し、IAEAによる保障措置を受け入れることとなっている。</p> <p>○そして、関連する国内法の整備を行って(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)の改正)、国内保障措置制度を確立した。本事業は、これら制度の活用により、我が国の原子力平和利用を担保することを目的としている。</p>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>日・IAEA保障措置協定の国際約束に基づく保障措置を適切に実施するため、以下の業務を行っている。</p> <p>1. 保障措置に関する情報処理業務委託 ○核物質の在庫量等の情報に関する整理及び解析業務等を、原子炉等規制法に基づき指定された、実施機関に行わせるものである。</p> <p>2. 保障措置検査等実施業務 ○本業務は、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を、原子炉等規制法に基づき指定された、実施機関に行わせるものである。具体的には、①原子力事業者(製錬、加工、原子炉、再処理、使用施設)等に対し実施する査察、②原子力事業者から採取した試料の分析、③保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究を実施している。</p>					
実施状況	<p>1. 核物質の在庫量等情報及び二国間原子力協力協定に基づく核物質の国籍管理のための情報については、平成21年度は、報告件数で約13万件、報告データ数で約96万件を処理した。これらの情報に基づき、国際原子力機関(IAEA)への報告、及び二国間原子力協力協定を締結している相手国へ報告するための在庫目録等の資料作成を行った。</p> <p>2. 保障措置検査等実施業務(平成21年実績)</p> <p>①査察実績は約2500人日 ②原子力施設から分析のため受入れた試料数は約210件 ③保障措置検査技術に関する調査研究を3件、試料分析に関する調査研究を1件、計量管理技術に関する調査研究を4件、合計9件の調査研究を実施した。</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	2,687	3,065	3,201	3,117	2,978
	執行額	2,674	3,043	3,180		
	執行率	99.5%	99.3%	99.3%		
	総事業費(執行ベース)	2,674	3,043	3,180		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<p>・定期的(月2回)に、原子炉等規制法に基づく指定機関である財団法人核物質管理センターとの打ち合わせを実施し、業務の進捗状況を確認している。</p> <p>・日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場は、本格操業に向けて準備を進めているところである。同工場における厳格且つ質の高い保障措置業務を実施することが強く求められており、また国際社会の関心も極めて高いことから、同工場を含む六ヶ所関係施設にかかる指定業務の内部監査を毎月行うことを指定機関である財団法人核物質管理センターに要請し、国による外部監査も実施している。</p> <p>・委託費及び交付金については、毎年度、額の確定調査を実施し、委託先・交付先の支出先・用途の把握を行っている。</p>				
	見直しの余地	<p>・情報処理業務委託について、IT化を図ることなどによる経費の合理化を検討する必要がある。</p> <p>・原子力事業者等による核物質の在庫量等に関する国への報告の正確さを向上させるため、当該事業者のモラルハザードを防止するなどの方策(修正のためのコスト低減)を検討しつつ、本事業の合理化を図る。</p>				
予算・監視・所効見率化	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、国際原子力機関(IAEA)との間の協定等を受けて整備した、我が国の原子力活動が平和目的だけに限られていることを担保する保障措置制度の運用に必要な査察活動等の業務を行う長期継続事業であり、原子炉等規制法に基づく指定機関である(財)核物質管理センター向けの支出を含んでいる。</p> <p>2. 所見:20年以上続く長期継続事業であるが、日・IAEA保障措置協定等の国際約束を着実に履行するために不可欠なものである。保障措置制度の運用に必要な業務については、国際的にも信頼された専門機関で実施させることが不可欠であることから、(財)核物質管理センター向けの支出となることは適当であるが、業務の厳格な品質管理を行うとともに、分析機器の保守管理等の効率化を図るなど、予算を縮減すべきである。また、今後、六ヶ所再処理工場の本格操業に伴う業務の増加も見込まれるところ、より一層円滑な業務執行の実現に向けて、これまでの事業の成果を適切に検証すべきである。</p>					
補記						

文部科学省  
3,180百万円

日・IAEA保障措置協定の国際約束に基づき保障措置を適切に実施するため、原子炉等規制法に基づき、我が国における原子力の平和利用を担保する。

非常勤職員手当 14百万円  
庁費 111百万円  
設備整備費 120百万円  
土地建物借料費 364百万円  
業務旅費等 22百万円

を含む

【委託費】

A. 保障措置に関する情報処理業務委託

支出総額: 423百万円  
支出先: (財)核物質管理センター

核不拡散条約下における国内保障措置の実施、日本国政府とIAEAとの保障措置協定及び原子力の平和利用に関する二国間原子力協定の国際約束に基づく保障措置の適切な実施に資するため、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析、その他の処理業務について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する「指定情報処理機関」として文部科学大臣から指定された機関に業務を委託。

【交付金】

B. 保障措置検査等実施業務

支出総額: 2,127百万円  
支出先: (財)核物質管理センター

文部科学大臣より交付される実施指示書に基づき、保障措置検査を適時適切に実施し、また、施設から提出を受け又は国が収去した試料は、安全を確保しつつ的確に試験を実施するとともに、核燃料物質等の移動を監視・記録の確認を行う等のため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく保障措置検査等実施業務を行う「指定保障措置検査等実施機関」として指定された機関に対する交付金。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A. (財)核物質管理センター			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	情報処理業務担当職員	156			
業務実施費	解析・検索システム整備	105			
	電子計算機システム借料 等	124			
一般管理費	間接経費(直接経費の10%)	38			
計		423	計		0
B. (財)核物質管理センター			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
保障措置検査 業務事業費	機器等維持保守費	143			
	業務旅費 等	82			
核燃料物質の 分析業務及び 記録の確認業 務事業費	機器等維持保守費	333			
	業務用消耗品費 等	177			
保障措置検査 等技術に係る 調査・研究事 業費	システム整備費	14			
	借料 等	52			
人件費	検査、分析及び記録の確認等	1,143			
付帯事務費	間接経費	183			
計		2,127	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。使途と費目の  
 双方で実情が分かるように記  
 載)